特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名	
12	児童扶養手当法関連事務	評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

飯塚市は、児童扶養手当法関連事務における特定個人情報ファイルの 取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等 の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏え いその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講 じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいること を宣言する。

特記事項

システムの不正利用を防止するため、操作者にはID及びパスワードを付与して権限を制限するとともに、すべての操作ログを取得して操作履歴の管理を行っている。

評価実施機関名

飯塚市長

公表日

令和7年1月10日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報

1 関連情報	
1. 特定個人情報ファイル	を取り扱う事務
①事務の名称	児童扶養手当法関連事務
②事務の概要	(事務の概要)
③システムの名称	児童扶養手当システム、MICJET番号連携サーバ、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル	名
児童扶養手当情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。 以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表56の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定め る事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号。)第29条
4. 情報提供ネットワーク	システムによる情報連携
①実施の有無	<選択肢>
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 番号法第19条第8項及び番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条 の表17,20,42,89,90,125,141,155,161の項 (情報照会の根拠) 番号法第19条第8項及び番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条 の表81の項
5. 評価実施機関における	5担当部署
①部署	こども未来部 こども家庭課
②所属長の役職名	こども家庭課長
6. 他の評価実施機関	
_	
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求
請求先	総務部 総務課 住所:飯塚市新立岩5番5号 電話番号:0948-22-5500(内線1314-1316)
8. 特定個人情報ファイル	の取扱いに関する問合せ
連絡先	こども未来部 こども家庭課 住所:飯塚市新立岩5番5号 電話番号:0948-22-5500(内線1113・1114)
9. 規則第9条第2項の適	用 []適用した
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未满]		<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和	16年10月23日 時点			
2. 取扱者	2. 取扱者数					
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満
いつ時点の計数か		令和	16年10月23日 時点			
3. 重大事	3. 重大事故					
過去1年以内に、評価実施機関において特定個 人情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価書の種類		
2)又は3)を選択した評価実	項目評価書] 施機関については、それぞれ	重点項目評価	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
載されている。			
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシス	テムを通じた	:入手を除く。)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
3. 特定個人情報の使用			
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)に セス権限のない職員等)に よって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
4. 特定個人情報ファイル	の取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転	伝(委託や情報提供ネットワー	ークシステムを	通じた提供を除く。) [〇]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われ るリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシ	ノステムとの接続		[]接続しない(入手) [〇]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
8. 人手を介在させる作業			[]人手を介在させる作業はない			
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
判断の根拠	個人番号及び本人情報が記	己載された申詞	青書の廃棄を定期的に実施している。			

9. 監査				
実施の有無	[〇] 自己点検	[〇] 内部監査	[] 外部監査	
10. 従業者に対する教育	•啓発			
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと	考えられる対策	[]全	項目評価又は重点項目評価を実	施する
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 < 選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発			
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	システム利用をID,パスワード て運用している。	によるユーザー認証を行	行っており、担当業務に応じアクセス	権限を管理し

変更箇所

変更固.	71				
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月25日	5. 評価実施機関における担 当部署②所属長	子育て支援課長 田原 洋一	子育て支援課長 鈴木 夏實		
平成29年4月1日	5. 評価実施機関における担 当部署②所属長	子ども・健康部 子育て支援課 子育て支援課 長 鈴木 夏實	福祉部 子育て支援課 子育て支援課長 山 本 雅之		
平成29年4月1日	8.特定個人情報ファイルの取 り扱いに関する問い合わせ	子ども・健康部 子育て支援課	福祉部 子育て支援課		
平成29年5月8日	7.特定個人情報の開示・訂正 利用停止請求	総務部 総務課 住所:飯塚市新立岩5番5号 電話番号:0948-22-5500(内線1221·1222)	総務部 総務課 住所:飯塚市新立岩5番5号 電話番号:0948-22-5500(内線1314・1315・ 1316)		
令和1年6月18日	様式変更による改訂				
令和2年2月6日	Ⅱ.3 重大事故	発生なし	発生あり		
令和3年2月6日	Ⅱ.3 重大事故	発生あり	発生なし		
令和4年4月1日	8.特定個人情報ファイルの取 り扱いに関する問い合わせ	福祉部 子育て支援課 住所:飯塚市新立岩5番5号 電話番号:0948-22-5500(内線1119·1120)	福祉部 子育て支援課 住所:飯塚市新立岩5番5号 電話番号:0948-22-5500(内線1113·1114)		
令和4年8月1日	8. 監査 実施の有無	内部監査[]	内部監査[〇]		
令和5年2月1日	1. 対象者数 いつ時点の計数か	2022/8/1	令和5年2月1日時点		
令和5年2月1日	2.取扱者数 いつ時点の計数か	2022/8/1	令和5年2月1日時点		
令和5年2月1日	4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託	[〇]委託しない	[]委託しない		
令和5年2月1日	4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[十分である]		
令和5年2月1日		[〇]接続しない(入手) [〇]接続しない(提供)	[]接続しない(入手) [O]接続しない(提供)		
令和5年2月1日	6.情報提供ネットワークシステムとの接続	PV/	[十分である]		
令和5年8月17日	3.個人番号の利用	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表第一の37の項行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号。)第29条	行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律(平成25年法律 第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項及 び別表第一の37の項 行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表第一の主 務省令で定める事務を定める命令(平成26年 内閣府・総務省令第5号。)第31条		
令和5年8月17日	1. 対象者数 いつ時点の計数か	令和5年2月1日時点	令和5年8月1日時点		
令和5年8月17日	2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年2月1日時点	令和5年8月1日時点		
令和6年7月8日	1. 対象者数 いつ時点の計数か	令和5年8月1日時点	令和6年8月1日時点		
令和6年7月8日	2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年8月1日時点	令和6年8月1日時点		
令和6年7月8日	5.評価実施機関における担当 部署	福祉部 子育て支援課	こども未来部 こども家庭課		
令和6年7月8日	5.評価実施機関における担当 部署	子育て支援課長	こども家庭課長		
令和6年7月8日	8.特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問い合わせ先	福祉部 子育て支援課	こども未来部 こども家庭課		
令和6年10月23日	2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年8月1日時点	令和6年10月23日時点		
令和6年10月23日	1. 対象者数 いつ時点の計数か	令和6年8月1日時点	令和6年10月23日時点		
令和6年12月13日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠		び別表56の項 行政手続における特定の個人を識別するため		
令和6年12月13日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシス テムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 番号法第19条第7号 別表第2の第13、16、 26、30、47、64、65、87、116の項 行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表第二の主 務省令で定める事務及び情報を定める命令第 12,19,35,36,44条 (情報照会の根拠) (番号法別表第二における情報照会の根拠) 番号法第19条第7号 別表第2の第57の項 行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表第二の主 務省令で定める事務及び情報を定める命令第 31条	(情報提供の根拠) 番号法第19条第8項及び番号法第19条第8号 に基づく利用特定個人情報の提供に関する命 令第2条の表17,20,42,89,90,125,141,155,161の 項 (情報照会の根拠) 番号法第19条第8項及び番号法第19条第8号 に基づく利用特定個人情報の提供に関する命 令第2条の表81の項		
令和6年12月27日	様式変更による改訂				

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月7日	IVリスク対策 8.人を介在させる作業		[十分である]		
令和7年1月7日	IVリスク対策 8.人を介在させる作業 判断の根拠		個人番号及び本人情報が記載された申請書 の廃棄を定期的に実施している。		
令和7年1月7日	IVリスク対策 11.最も優先度が高いと考えられる対策		3)権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策		
会和7年1月7日	IVリスク対策 11.最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】		2)十分である		
令和7年1月7日	IVリスク対策 11.最も優先度が高いと考えら れる対策		システム利用をIDパスワードによるユーザー 認証を行っており、担当業務に応じアクセス権 限を管理して運用している。		